

有効期間満了日 令和10年3月31日

熊交企第190号

令和4年4月15日

道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴う交通警察の運営について（通達）
令和2年6月10日に公布された道路交通法の一部を改正する法律（令和2年法律第42号。以下「改正法」という。）については、道路交通法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和4年政令第15号）により、本年5月13日から施行されることとなった。

今回施行される改正規定は、高齢運転者対策の推進に関する規定の整備、運転免許の受験資格の見直し等に関する規定の整備等に関するものであり、その趣旨、内容及び留意事項は別添「道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴う交通警察の運営について（通達）」（令和4年2月25日付け警察庁丙交企発第14号ほか）のとおりであるので、改正規定が円滑かつ適切に施行されるよう、その周知徹底に努めるとともに関係事務の運営に万全を期されたい。

※ 警察庁通達「道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴う交通警察の運営について（通達）」については、警察庁ホームページをご覧ください。